

津山市史だより

2020.3
第15号



一宮構大庄屋邸跡

写真は、江戸時代に津山藩の大庄屋を務めた東一宮の中島家の屋敷跡です。津山藩の大庄屋は戦国時代、在地の地侍であった家が多く、この中島家もその中のひとつとされています。豊臣秀吉による朝鮮出兵の際、領主の宇喜多秀家に従い朝鮮半島で戦ったと伝わっており、この地区内には、その際討ち取った敵兵の耳を祀った「耳地藏」や、連れ帰った人の墓といわれている「唐人墓」などが残されています。

津山藩の大庄屋は数ヶ村から10数カ村、石高にして約2千〜8千石の地域を管轄したと言われています。嘉永7年（1854）に作られた「大庄屋印鑑帳」によれば、この中島家は屋敷があった東一宮村を含め、現在の山方や上横野、下横野など14ヶ村を管轄していました。

現在、中島家は津山の地から離れており、その屋敷は残っていませんが、その跡地の一部は「中島遊園」として整備され、地元住民の憩いの場となっています。
(梶村)

令和元年度第1回

編さん委員会

9月30日 東庁舎1階E101会議室

まず、令和元年度の編さん事業の進捗状況と、執筆者の変更、予算などについて事務局から報告しました。『津山市史研究』5号について質問があり、今年度発行する予定であるが、本編である資料編『考古』の印刷を最優先に考えており、資料編『考古』印刷金額確定後、『津山市史研究』5号発行事務を開始する旨を説明しました。

続いて、今年度刊行予定の資料編『考古』について、原稿はそろっており、これから入札準備に入る現状を報告、これに対して委員から、民話編が出た後、発行の実績がないので、何とか実績をここで挙げて、刊行を継続できるようにと意見がありました。また、資料編『古代・中世』の頁数について議論がなされ、今後の刊行スケジュールの確認を行いました。

最後に、建造物や美術工芸品などについて、事務局で案を出し、議論していくことになりました。



編さん委員会のように

部会通信

自然風土・考古部会

(部会長…河本委員、副部会長…可児委員)

自然風土・考古部会では、令和元年度に資料編『考古』を出版する運びとなっています。

執筆は事務局職員のほかに岡山県内で埋蔵文化財の発掘調査を担当されていた元職員の方々を中心に15名の皆様にご協力いただきました。津山市内の旧石器時代から近世にいたる200以上の遺跡が網羅され、各遺跡が簡潔にまとめられたものになっており、この中には未発表資料も含まれています。

なお、今後の出版物としては自然風土を含めた通史編があります。通史を通して津山の歴史を少しでも理解していただければと期待しています。

古代部会

(部会長…狩野委員、副部会長…今津委員)

中世部会

(部会長…久野委員、副部会長…前原委員)

古代・中世部会は資料編『古代・中世』出

版にむけ、6月29日に合同部会を開き原稿の進捗具合などの打ち合わせを行いました。

部会員の方々には、引き続き資料編の作成を進めていただいています。

近世部会

(部会長…定兼委員、副部会長…在間委員)

今年度は近世資料を所蔵している郷土博物館が耐震工事中で、調査を行にくい状況でした。年度末に部会を予定していましたが、新型コロナウイルスの影響もあり、開催を見合わせています。来年度は博物館が再オープンするので、調査を進める予定です。

近現代部会

(部会長…在間委員、副部会長…香山委員)

7月に民俗部会との合同部会を開催して情報交換を行いました。同日、部会も開催し、通史編の執筆分担や資料編の章立て、解説について協議しました。多胡家所蔵資料の仮目録が完成し、現在執筆者各自で資料調査や資料編掲載候補の選択を行っています。

民俗部会

(部会長…前原委員、副部会長…安倉氏)

7月に近現代部会との合同部会と、民俗の単独部会を開催しました。

合同部会では、各部会が蓄積している情報を共有できるように協議しました。民俗の単独部会では、章立て案の作成や、調査成果の報告を行いました。

また、10月に赤坂健太郎氏を部会にお迎えしました。

各地域を回るローラー調査のほか、産業や食、畜産などの個別調査も進めています。

編さん事業の経過

編さん事業の経過(平成31年3月)

平成31年

3月

「市史だより」第14号発行

4月26日

編さん室事務局連絡会議

令和元年

6月29日

古代・中世合同部会

7月13日

近現代・民俗合同部会

近現代部会

民俗部会

9月14日 美作学講座第1回

9月30日 第1回編さん委員会

11月16日 美作学講座第2回

12月21日 編さん委員長と協議

12月25日 編さん副委員長と協議

令和2年

1月14日 編さん委員長と協議

1月25日 美作学講座第3回

○民俗部会に、10月から新たに左の方が加わりましたので、ご紹介いたします。

赤坂健太郎 民俗担当

津山市教育委員会(生涯学習課)・美作大学共催

美作学講座 - 津山市史関連研究から -

毎年度好評の「美作学講座」を今年度も3回開催しました。聴講してくださった方々から、毎回アンケートをいただいています。今号は、講座の内容と合わせて、アンケートの内容を掲載させていただき、最新の研究結果が市民の皆様に届いているようすを市民の皆様の声と併せてご紹介します。

第1回

令和元年9月14日(土)

「民具から見た津山のくらし」 安倉 清博 氏

第1回目は、津山市史民俗編執筆者の安倉清博氏を講師に迎え、「民具から見た津山のくらし」をテーマにお話しいただきました。

民具と聞いて、どのようなものを想像するでしょうか。なつかしさを感じる道具を思い浮かべるかもしれませんが、単に古い道具というわけではなく、民俗学の観点から、「日常生活の中で人間の手によって作り出されたものであり、人間の手足によって使用されるもの」を民具と呼びます。

今回のご講演では、津山市内に存在する民具について、写真を交えて解説をいただきましたので、よりイメージしやすかったのではないのでしょうか。同じ津山市内の民具でも、隣接する県との関係や、気候や生業との関わりがうかがえ、それぞれ違った特色が見えました。

当時の暮らしぶりがうかがえる民具ですが、その展示は全国的に似たようなものになってしまうこと、専門の学芸員が少ないこと、普段の生活に直結したもののため見栄えがしないという認識を持たれてしまうこと、等の傾向が見られます。また、民具に限らず民俗分野全体において、私たちが日々過ごしている日常は意図して残されないという課題があります。

民具のこれからとして、現代の生活に欠かせない道具や製品を民具と定義してよいかという点は、大きな課題になるということです。また、現在の私たちの生活が、未来の人たちにどう評価されるか、どう残していくかは考え続けなければなりません。そして、こうした資料は、残そうとしなければ消えてしまいます。現在を生きる私たちが、意志をもって残そうと努力することの重要性を強調して、ご講演を締めくくられました。



第1回会場のようす

■ アンケートより

- ・ 民具について、認識をあらたにしました。問題提起もあり、とても考えさせられました。ありがとうございました。
- ・ 普段、光の当たりにくい民具に対して、勉強でき大変有意義でした。特に、当地で改良・発展していった農具があることに感心しました。ありがとうございました。
- ・ 地域性によって道具類も異なるといった点、また近くの資料館に足を運んでみたいと思いました。展示品について我々の年代には懐かしいものですが、また改めて新しい発見が今日の講座でありました。文化財として、見方・考え方・テーマをもって、関心をもって見ることの大切さを勉強いたしました。
- ・ 民俗学の中で、特に民具についての話は初めてだったので、民具から地域の特性を話していただけてありがたかった。
- ・ 民具のとらえ方は参考になりました。
- ・ 鉄製品（大工道具、山仕事の道具など）に興味があります。写真資料で沢山見せて頂いてありがたかったです。
- ・ 民具から見た先人のくらしの様子や知恵がよくわかりました。
- ・ 江戸時代よりもっと古い戦国のころへ戻る民具もあり興味深かった。子ども時代の道具もあり懐かしかった。
- ・ とても素晴らしい内容でした。昔の生活を思い出しました。津山市史を楽しみにしております。
- ・ 新しいものばかりふだん目を向けている自分を反省しつつ、祖父母や父母が日常ついていた道具を懐かしく思い出し、民具を子供達に伝えていかねばと思いました。
- ・ 民具について、どうとらえて、どう収集しておくかを考えさせられました。大切にしておくべきものを考えてみます。
- ・ 民具の話、興味深い、また聞きたい。将来、未来への民具は考えさせられる。
- ・ 民具は紙の資料と比較して、場所をとるので保存しにくいと思った。また、継続的な民具の変化ということも理解がない（少ない）ので、むずかしいですね。研究者が育っていないですね。子供たちに知らせて、見せて、残していくことが、大切なのではと思いました。現物がないとわかりませんものね。ふーんで終わらせない見せ方、心に残し方が必要だと意識しました。

第2回

令和元年 11 月 16 日

「吉井川の高瀬舟」 森元 純一 氏

本年度 2 回目の美作学講座は、「吉井川の高瀬舟」と題して、森元純一氏にご講演いただきました。

はじめに、ご自身が和気町で整備に携わられている旧大國家について紹介されました。旧大國家は高瀬舟と酒造により財をなし、地主となった家です。

続いて、池田家文庫「御留帳御船手」などの古文書を読み解くこ

とによって、いままであまり明らかになっていなかった森家時代における美作の高瀬舟について紐解かれました。

津山藩では、延宝 6 年 (1678) 頃年貢米を運搬するにあたり、「四川」を利用していました。しかし、「四川」の事情はそれぞれ異なりました。

森家が津山へ入ってすぐの時期、金岡に蔵本が置かれますが、元和元年ころに金岡の蔵本が廃止となったのち、寛永 15 年 (1638) ころ復活、寛文初ころには西大寺でも蔵本が仰せつけられていることを明らかにされました。

つぎに、玉置家文書「津山河岸船方古今掟」から、貞享 4 年 (1687) には年貢米を順番に廻り積をしていたこと、他国船には積ませなかったことがわかりました。ただし、備前の田原舟は例外でした。田原舟は森家が入国したとき石や材木を積んだ功績により津山の荷物を積むことが許されていたと伝えられています。

高瀬舟経営に関する資料は、高瀬舟の経営母体が個人であることから残りにくく、古文書だけではわからないことが多くあります。田原付近の事情については、聞き書きを用いて説明されました。吉井川の高瀬舟は、3 人乗りで、下り 1 日上り 3 日、もやいで上ることもあったようです。農繁期は川の水量が減り井堰が難所となり、田原では井堰の通行を巡って、「田原」対「川上」の構図で争いました。この争いは美作と備前という国意識が強くあったのではないかと指摘されました。

おわりに、現在の研究は、流通から物流へと視点が変化しており、誰がどのように物を運んだのかということが明らかにされつつあることについて言及され、ご講演を締めくくられました。

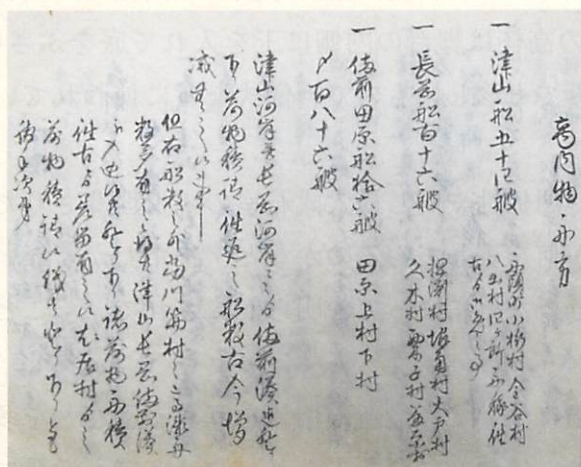
臨場感あふれるご説明をしていただき、堅苦しく感じられる古文書もより身近に感じられ、皆さん熱心に聴き入られていました。和気町、美作市、瀬戸内市など、遠方から来られた方もあり、高瀬舟の関心の高さを感じました。



第 2 回会場のようす

■ アンケートより

- ・ 水運の面白さが良くわかりました。
- ・ 田原井堰がおもしろい。
- ・ 大変興味深くおもしろい内容でした。流通から物流への視点の転換、これも新しい気づきでした。
- ・ 舟の上り下りの様子がリアルに伝わってきました。古い写真も探して大切にしておきたいものです。
- ・ 高瀬舟の積荷について具体例でよくわかった。資料を活用しての話でよかった。
- ・ 古文書・地図・写真とかゆい所に手が届いた御講演ありがとうございました。
- ・ 長期に高瀬舟を研究していますが私は古い時代の研究者で流通であったのですが、本日の新しい考えでは物流に変わったと話されたのがよかったと思います。
- ・ かつて和気町に住んだことがあり、田原井堰の役割が分かり興味深かったです。和気から津山にいたる町々の高瀬舟との関わりが分かり面白かった。
- ・ 高瀬舟の運行の詳細がよく分りました。明らかにならない状況もあり興味深く聞きました。
- ・ 古文書に基づいた高瀬舟を聞かせて頂き、有難いことです。
- ・ 井堰の役割の大切さを初めて知りました。とても面白かったです。
- ・ 高瀬舟にまつわる範囲が広い話で大変おもしろかった。
- ・ 地域の物流の特色がとても興味深いと思いました。
- ・ 知らない事ばかりであり身近な話でおもしろかった。
- ・ 史料も読み易く直して下さってよみやすかったです。楽しい講座でした。
- ・ 古文書が理解、読めるといいなと思います。
- ・ 津山だけではなく、備前の事を教えて下さいました。
- ・ 田原 対 川上 などの史料から、当事者たちの心情や背景を垣間見ることができ、タイムスリップしたかのような大変有意義な時間でした。



玉置家文書 津山河岸船方古今掟

当日の資料では、わかりやすく読み下しにしてください、聞きにこられた皆様にも古文書の魅力が伝わっていました。

第3回

令和2年1月25日

「佐良山古墳群の発掘調査

－桑山・桑山南・細畝古墳群－」 尾上 元規氏

本年度3回目の美作学講座は、岡山県古代吉備文化財センターにお勤めで、現在佐良山古墳群の発掘調査を担当されている尾上元規氏に、「佐良山古墳群の発掘調査－桑山・桑山南・細畝古墳群－」と題してご講演いただきました。

佐良山古墳群は、以前から全国的に知られた皿川流域一帯に広がる古墳群です。一般国道53号線（津山南道路）改築工事に伴い、平成30年1月からこの古墳群の一部で発掘調査が行われています。まず、現在発掘調査をしている場所を写真で説明されました。現在桑山古墳1号～4号墳、桑山南1号墳～5号墳、細畝古墳1号～3号墳を調査され、継続中とのことでした。ご講演では、これらの古墳と、いままで発掘調査されている美作の古墳などを比較検討しながら、テーマに沿ってお話をされました。

佐良山古墳群は、古墳時代後期の古墳です。この時期一番大きな古墳とされている奈良県瀬山古墳などくらべると小さいのですが、一般の庶民が埋葬された古墳かということ、そうではありません。古墳に葬られない人もいて、古墳の裾に石組みをした石棺や土坑墓があり、古墳時代が階層社会であったことがわかります。

つぎに、美作地域における横穴式石室の変遷について図を使って示されました。桑山南1号墳や細畝1号墳などは横穴式石室であり、1つの石室に最初の埋葬の後から複数回にわたって埋葬をおこなう追葬が行われています。横穴式石室への追葬に立ち会う経験が、「黄泉国」などのイメージをつくったのではないかとされていることも紹介されました。

また、出土した陶棺や多彩な副葬品についても説明されました。陶棺は土でできた焼き物の棺で、出土数のうち、全国の約70%が岡山県からの出土であり、その内の約70%が美作地域であることから、全国の約50%を美作地域からの出土が占めていること。副葬品は、武器・馬具・装身具・須恵器や土師器といった土器などが出土しており、武器の中には、X線写真を撮影すると、銀象嵌があることがわかった太刀などもありました。また、桑山南2号墳から出土した実物の特殊な須恵器の高杯を見せてくださいました。この高杯は脚台の内側に玉を入れて底をふさいでおり、振ると鈴のように音がなります。全国的にみても珍しいもので、儀式などに使われていたのではないかと推測されました。

最後に、同じ古墳に並んで埋葬された人の関係性や同じ横穴式石室の中に埋葬された人の関係性などについて言及されました。棺の違いが何を表しているのかなど、まだわからない事柄がたくさんありますが、今後出土人骨の科学的分析などによって、明らかにされていくこともあるのではないかとのことでした。

私たちが住んでいる土地に眠っている古墳について、最新の情報を写真や図などを多用し、わかりやすくご説明くださり、聴講したみなさんは熱心に聞き入れ、質疑応答も活発に行われました。

■ アンケートより

- ・ 古墳のことがよくわかりました。美作は陶棺が多い。(割合が)
- ・ 歴史に関心・興味は大いにあるのですが、古墳にはあまり興味がありませんでした。しかし、今日の講演で大いに興味をそそられました。これから勉強したいと思います。ありがとうございました。
- ・ 色々な事をおりこんで話していただき、楽しく分かりやすく聴くことができました。
- ・ 古墳について体系的に説明してくださり良く理解できました。
(例 竪穴式と横穴式、中央(大阪堺、奈良方面)と地方(吉備、佐良山))
- ・ 佐良山古墳群発掘調査から、当時の人々の暮らしを想像することができました。
- ・ テーマ分けしてくださってとても聞きやすかった。全国的に有名と聞いてうれしく思った。地元のことを知らないのはもったいないですね。
- ・ 出土物などだけでなく神話や歴史など幅広く紹介していただき非常に楽しく勉強になりました。
- ・ 陶棺といえば美作地方というのはとても興味深い。
- ・ 今日のような近辺の驚きの話が聞ければ楽しいです。
- ・ とても分かりやすい講座でした。もっと多くの市民にも知っていただきたい歴史内容でした。
- ・ 発掘の成果をいろいろな面からわかりやすく説明していただき楽しく学ぶことができました。



第3回会場のようす



当日実物の高杯を持って説明していただきました。振ると土鈴のような音でした。

新修津山市史資料編『考古』刊行予定

市史編さん室では、今年度末に新修津山市史資料編『考古』を刊行する予定です。

津山市内の旧石器時代から近世にかけて、200を超える遺跡について紹介しています。各遺跡については概ね2頁にまとめられており、要点をつかむことができます。津山の遺跡について知りたいと思ったとき、いままではそれぞれの遺跡について発行されている発掘報告書を探し、冊子に掲載されている膨大な情報から必要な箇所を探す、という作業が必要でした。今後はこの資料編をまずご覧いただくことで、以前よりも簡単に遺跡の情報を知ることができるようになります。津山市内の遺跡概論、発掘調査のあゆみ、各時代毎の概論も掲載しています。ご期待ください。

『津山市史研究』第5号刊行予定

市史編さん室では『津山市史研究』第5号を3月末に刊行する予定です。鉄道、魚、銭湯など美作の人々の暮らしに密着した内容となっています。執筆者と内容は下記のとおりです。

【第5号】

- ・ 前原茂雄「番台の黄昏 —美作地方唯一の銭湯・最後の日々」
- ・ 小西伸彦「津山における鉄道敷設の歴史」
- ・ 尾島治「近世内陸城下町の海産物流通—津山城下町における新魚町の魚類販売特権をめぐって—」
- ・ 資料翻刻「諸国風俗御問状同書上 山陽道美作国農工商之部」

※新修津山市史資料編『考古』・『津山市史研究』第5号の価格や販売場所については、次号以降に掲載する予定です。

天保八年の村絵図から①

― 沼村の永見家下屋敷 ―

天保八年（一八三七）の沼村絵図に、「永見様御下屋敷」と記されている広い敷地があります（写真①）。家臣の下屋敷は、享保七年（一七二二）の「津山御城下惣絵図」にもいくつかありますが、永見家の下屋敷はそれらと比べて広く見えます。永見家は、松平綱国（更山）の子である安藤主殿を祖とする家で、津山藩の重臣でした。

松平綱国は、松平忠直の孫にあたります。光長の養子に入っていたのですが、天和元年（一六八一）越後騒動に連座して備後福山へ流されました。元禄元年（一六八八）には許され江戸柳原邸に帰りますが、家督は相続せず、光長が再度迎えた養子の宣富が相続しました。元禄十一年に宣富が美作国十万石を拝領すると、十一月に綱国は津山に入ります。この綱国が沼村と日上村に屋敷を持っており、度々訪れていました。

享保二十年三月に綱国が亡くなると、沼村で荼毘に付されます。そして元文三年（一七三八）十二月、綱国の沼御屋敷は安藤造酒助（主殿の子、綱国の孫）へ下され、日上山屋敷は藩へ差し上げとなりました（国元日記）。安藤家は後に永見と改姓することから、この「沼御屋敷」が、

写真①の「永見様御下屋敷」だと考えられます。

一方、天保八年の日上村絵図には日上山屋敷らしい建物や敷地は見当たりません。

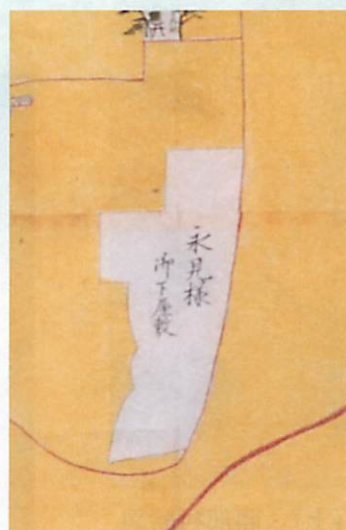
『津山史蹟』（津山市教育会編 一九三六年）に、この永見家屋敷について、沼村の安東照治郎氏の話が掲載されています。この話によると、時期はわかりませんが、二、三間四方の茅屋があり、三方壁で西方を開け、長押に鑓、薙刀等が懸けあつたとあります。

（東）



写真① 沼村絵図

右下の白抜き部分が永見家下屋敷



「永見様御下屋敷」部分拡大

天保八年の村絵図から②

― 勝部村の蓮池について ―

「町奉行日記」の記述

津山藩の「町奉行日記」によれば、ほぼ毎年6月（まれに7月初旬）に、勝部村蓮池の蓮葉の入札が行われています。記述は年によって差異がありますが、詳しく書かれている明和8年（1771）6月16日の記述を確認すると、勝部村蓮池の蓮葉が例年のとおり払い下げられるので、入手を希望する者は20日までに代官所へ入札を差し出すように町方へ触れ出してほしいと、勘定奉行から町奉行へ依頼があり、それを受けて町奉行は大年寄に触書發布の指示を出しています。

なお、勝部村蓮池の蓮葉の入札については、「勘定奉行日記」の元文6年（寛保元・1741）6月23日にも記事が見られ、遅くともこの頃から行われていたようです。

勝部村蓮池

この「勝部村蓮池」については、『新訂作陽誌』の勝部村と粕山村の両方に2町1反（約2.1ha）の広さの蓮池が記され、両村の境にま

たがっていたようです。蓮葉を払い下げるということは、この蓮池が藩の所有または管理下にあったと推測できますが、同誌にそれらしい記載は見られません。天保8年（1837）の両村の村絵図では、池自体は粕山村にあり、単に「溜池」と示されるだけです。南側の土手は勝部村にも描かれ、そこに「蓮池土手」と記されています（下図参照）。現在でも、勝部と粕保の境の近くには下月田池という溜池があり、南側は長い土手なので、これがかつての蓮池ではないかと思われます（下の写真参照）。

蓮葉の用途

さて、蓮葉はいったい何に使われるのでしょうか？ 小学館『日本国語大辞典』に「蓮葉売^{はすのはうり}」の項目があり、「蓮の葉を売り歩く人。蓮の葉は、盂蘭盆^{うらぼん}のとき、蓮飯を作ったり、精霊棚^{しょうりょうだな}に敷いたりする。」と説明されています。「蓮飯」の項目には、「糯米^{もちこめ}の上に蓮の葉をかけて蒸し、葉の香りを移した飯。盆に蓮の葉に

盛って仏前に供えたり、親戚に配ったりなどした。」ともあります。また、『岡山県史』民俗Ⅰの第8章「年中行事」によれば、盆のときに床の間に祀る精霊棚やカド先に立てる水棚に、蓮の葉を敷いてから供え物を並べる風習が、県下の各地で確認できるようです。こうしたことから、勝部村蓮池の蓮葉も、落札した商人を通して売り広められ、盆の供え物の敷物として使われたと考えられます。だからこそ、盆の前の時期に入札が行われたでしょう。（小島）



天保8年の粕山村（上）・勝部村絵図
それぞれ「蓮池」の周辺部



勝部と粕保の境付近にある下月田池（南東端より）

天保九年の領地替に伴い行われた構の再編について ―その2―

小林 雄一郎

構再編に伴う大庄屋側の対応

先述した通り、構の再編によって構の数は減少した。そのため、自らが務めるはずの構が消滅した大庄屋もあり、それに対応する必要があった。ここでは二つの事例について具体的にみていく。

一つ目は、先にも挙げた「月番持」である。複数の大庄屋で一つの構を担当することで、大庭構、西北構でみられる。大庭構は目木構と河内構が合流して成立した構である。そこで元目木構大庄屋・福島善兵衛と元河内構大庄屋・近藤忠左衛門に「月番持」が命じられている。ただし、「月番持」は世襲されるものではなく、善兵衛の後継者である信治郎は大庄屋手伝に就任している。一方、西北構は先述した通り、香々美構と田邑構・田辺構の一部が合流して成立した。したがって、当初は元香々美構・田邑構・田辺構の大庄屋だった中島多右衛門、土居督左衛門、土居藤七の三人に、西北構の「月番持」が命じられている。

二つ目は、他の構に移るケースである。田辺構大庄屋であった土居藤七は、構再編によって西北構大庄屋の「月番持」を命じられた。

ここまでは先に述べた通りである。「印鑑帳」中島多右衛門の履歴によると、その後、天保十三（一八四二）年に中島が単独で西北構大庄屋を務めるよう命じられている。すなわち、この時点で土居藤七は西北構の大庄屋ではなくなった。しかし、弘化二（一八四六）年三月時点でも土居藤七は「大庄屋」として名前がみられる（「立石家資料」五一二〇）。「印鑑帳」など諸資料から勘案すると、この時の「大庄屋」はおそらく勝北構大庄屋であったと思われる。土居藤七がいつから勝北構の大庄屋になったかは不明である。状況的には、中島が一人で西北構大庄屋を命じられた天保十三年六月と考えるのが自然であろう。藤七の後継者と思われる土居藤左衛門は、田辺構見習・手伝を歴任していた。田辺構大庄屋になるための準備と思われる。ところが、構の再編によって田辺構が消滅してしまう。その後、藤左衛門は勝北構大庄屋手伝、東南構大庄屋手伝というように、他の構の手伝を転々としている。そして、ようやく弘化三年「大庄屋本役」を命じられる。藤七が務めた勝北構大庄屋を継いだものと思われる。元田辺構の土居藤七・

藤左衛門の二人は、二代にわたって田辺構と直接関係のない勝北構の大庄屋を務めたのであった。最後に、湯本構についてである。湯本構は天保九年の「御高替」により「御上知」された構である。それに伴い大庄屋であった美甘藤平が、本役を免ぜられて「御領分大庄屋手伝」を命じられている（「印鑑帳」美甘藤平）。

地域社会の混乱と「先規之通十三構」へ

ここまで天保九年の領地替に伴い構が再編されて八となったこと、構再編に伴う大庄屋側への対応についてみてきた。ところが、構の再編はわずか十五年足らずで見直される。「印鑑帳」によれば、嘉永六（一八五三）年八月に「先規之通十三構」に戻っているのである。ここでは、構の再編が地域社会に与えた影響を考察し、なぜ十五年足らずで構の数がもとへ戻ったのかについて考えたい。「郡代日記」によると、大庄屋の家筋の数に合わせて十三に戻すと説明されている。しかし、尾島治氏が「ここ（筆者注：嘉永六年八月）での大庄屋構の変更については、その理由がはっ

きりしない」と述べている通り（「近世の二宮地域」「二宮歴史文化顕彰記念誌」、2009年）、この説明は、あくまでも表向きの理由に過ぎない。これまでの考察で明らかにしてきた点を踏まえると、私は構の再編による地域社会の混乱が理由ではないかと考える。

第一に、構の分割方針と実態との齟齬という問題がある。構の名称からうかがえるように、八つとなった構は郡を基準にしていた。しかしながら、先述した通り、西北条郡と西々条郡からなる田辺構が、実際には西北構と東南構に分割されている。この点は「印鑑帳」に明記されているため、ほぼ間違いのない事実である。「印鑑帳」作成者が誤って記述した可能性もなくはないが、「西々構」と「東南構」を混同したとは考えづらい。仮に万一、そのような混同があったのだとすれば、それこそ受け入れる側の混乱であるともいえよう。

また、【表】（16頁）をみると、山北構と香々美構は、二つの郡にまたがる構にも関わらず、分割されることなく単一の構（山北構は東南構、香々美構は西北構）にそのまま編入されている。従来の構の枠組を踏襲したものとはいえ、郡を基準にしたとみられる構の分割方針とは一致していない。

第二に、構の分割方針自体の問題である。

郡を基準とする構の再編によって、その数は十四（湯本構を除けば十三）から八となった。つまり、一つの構の規模が拡大したこととなる。また、郡を基準としたため、元々別の構内にあった村が一つの構に編入されたことは先に述べた通りである。以上の二点から言えることは、大庄屋にかかる負担が増大したということである。さらに、構の数が減少したことによって、大庄屋になれない者が発生した。先述した元田辺構の土居藤七・藤左衛門のような事例は、その影響を受けた典型であるといえよう。また、西々構ではこの時期二度の大庄屋交替があり、中島多右衛門と土居藤左衛門が西々構大庄屋となっている。しかし、先にみた通り、中島は西北構の大庄屋兼任で、土居は元田辺構大庄屋手伝や、勝北構大庄屋を歴任した人物である。西北構は西々構に隣接し、元田辺構は西々条郡の村も含んでいる。そのため、両者とも西々構と全く無関係ではないかもしれない。しかし、受け入れる側としては、好ましい状況であったとはいい難いだろう。

おわりに――なぜ構の再編は行われたのか

ここでは、結果的には地域社会の混乱を招くだけに終わった構の再編が、なぜ行われたのかについて考えたい。大庄屋にとってみれば、構再編は負担の増大や「既得権」の喪失を引き起こすものだった。また、地域社会に住む人々からしても、地域の実情をよく知らない大庄屋の就任する場合があり、有利になるとは思えない。そのように考えると、構の再編は、地域の要請を受けて行われたというよりは、藩による上からの動きとみられる。それでは、藩が構の再編を行ったのはなぜなのか。理由として考えられるのは、①郡単位の方が地域の把握がしやすい、②大庄屋を減らすことで少しでも藩の出費を抑える、といった点がまず挙げられよう。①に関して、「印鑑帳」と、家定の代替にあたって作成された安政二年三月付の「領知目録」（『津山松平藩文書』、津山郷土博物館蔵）とを比較すると、興味深い点をうかがえる。「印鑑帳」に記載されている村数の合計が、二三五村であるのに対して、「領知目録」記載の村数は一七六村となっているのである。これは、立場による村の捉え方の相違であると思われる。すなわち、「印鑑帳」を作成した大庄屋はじめ在地の側には、

それぞれの事情や権益・財産がある。それらを反映すると、村の単位は細分化される傾向にあると考えられる。それに対して、「領知目録」を作成した支配者側は、そうした事情を踏まえることなく、大枠で捉えようとする。

「領知目録」は、幕府から津山藩に与えられたもののため、必ずしも津山藩の認識を反映したものとはいえない。しかし、二つの資料における村の捉え方の相違こそ、構の再編をめぐる問題の本質といえなくもないだろう。その他の理由には、大庄屋層への圧力という点も考えられる。宝暦九（一七五九）年、大庄屋はその格式と帯刀を廃止され、不正の疑いがあるとして入牢となっている（『津山市史』第四卷二一八ページ、「近世の二宮地域」）。改革の失敗によって、大庄屋は牢から解放され、旧来の仕様に戻るが、その際に大庄屋十人のうち六人が地方目付、残りの四人が地方目付手伝として、大庄屋制が復活している。なお、この時から地方目付の担当地域が構と呼ばれるようになった（『津山市史』第四卷一五三ページ、「近世の二宮地域」）。今回のケースはこの事例によく似ている感もある。先述した通り、構再編当初では、従来の大庄屋は「月番持」という形でその地位を安堵された。しかし、「月

番持」は世襲されず、後継者には「大庄屋手伝」が命じられている。そして、弘化二年三月時点では、大庄屋八人、大庄屋手伝五人という体制になった（『立石家資料』五一二〇）。藩の目的は、かつての大庄屋制復活・構の設置当時の状態へ戻すという点もあったのではないかと思われる。一つの構を再び複数で担当させることによって、大庄屋の独断を封じようとした意図があったと思われる。それでは、この時期に大庄屋の独断が問題視されるような直接的な出来事があったのかどうかであるが、それは今後考察を深めていきたい。

天保九年の領知替によって、津山藩は小豆島を与えられた。その際、小豆島には五人の大庄屋が任命された。美作国内の構の数が十三から八となったのは、津山藩全体の構の数を調整するためという側面もあるかもしれない。

最後に、「先規之通十三構」へ戻った嘉永六年という年代に注目して、この問題を考える。『津山市史』によれば、津山藩主・松平斉民は、天保九年以降も領地の加増を要求し続いていた（『津山市史』第四卷、三二三ページ）。結果的にこの要求は取り上げられなかったが、仮に加増された場合、新領をどの構に編入す

るかが問題となる。その際に、郡を単位に構を編成していれば、どの構に編入すべきかが客観的に明白となる。そのための準備だったのではないか。そう考えると、嘉永六年に「先規之通十三構」へ戻った理由も説明できる。嘉永六年は、斉民の兄で江戸幕府第十二代將軍である徳川家慶が亡くなった年である。將軍である兄・家慶という強力な後ろ盾を亡くしたことで、津山藩が今後加増される可能性は低くなったといえる。そのなかで、領内を混乱させるだけの構のあり方が見直されたのではなからうか。また、嘉永六年といえば、幕末の大事件であるペリー来航と同じ年である。もちろん両者が直接的に結びつくことはないだろうが、ペリー来航に代表される幕末の動乱のなかに、今回の出来事を位置付けられないかという点も今後考えていきたい。

（市史編さん室嘱託職員）

【表】 各構と郡の対応表（※市史だより 14 号に掲載したものを再掲）

構	郡	村	村数	備 考
田邑構	西北条郡	下田邑村川西、同村川東、上田邑村北分、同村南分、同村東分、同村見内分、同村午田分	7	
	西々条郡	古川村東分、同村西分、同村之内布原分、寺元村、宗枝村、真加部村、戸島村	7	
二宮構	西々条郡	二宮村、吉原村、下原村、薪森原村、河本村、高山村、原村、院庄村南分、同村北分、神戸村東分、同村西分	11	
山北構	西北条郡	山北村、惣社村、小原村、上河原村、小田中村、同村之内新田分、同村之内広原分	7	
	東南条郡	河崎村、野介代村、同村之内太田分、林田村、同村之内上之町、志戸部村、沼村、勝部村上分、同村下分	9	
香々美構	西北条郡	藤屋村、中村	2	
	西々条郡	和田村、貞永寺村、上森原村、下森原村、馬場村、入村上分、入村下分、塚谷村、瀬戸村、土居村上分、土居村下分、小座村上分、小座村下分	13	
田辺構	西北条郡	東田辺村山方、同村原方、西田辺村、公保田村、沖村、澤田村、市場村	7	ただし田辺構はなぜか東南構と西北構に分かれて編入されている
	西々条郡	円宗寺村、同村下分、竹田村東組、同村西組	4	
一宮構	東南条郡	東一宮村里方上組、同下組、同山方西組、同山方東組、紫保井村、大田村、初山村	7	「構調書」の初保村は、明治5年に初山村と紫保井村が合併して成立
	東北条郡	上横野村上分、同村下分、同村之内奥谷分、下横野村上組、同村下組	5	
	西北条郡	西一宮村、同村之内湯谷分	2	
	東南条郡	押入村下分、同村上分、高野山西村	3	
押入構	勝南郡	日上村、国分寺村、瓜生原村	3	
	勝北郡	河面村、楳村、新野東村下分、同村上西分、同村上東分、勝加茂東村安井分、同村坂上分、同村東原分、上野田村、上町川村	10	上町川村は「構調書」に記載がないが、勝北郡に属する
	吉野郡	馬形村、長谷内村、小房村、小野村、鷺巣村、田井村、梶原村	7	
	東北条郡	大篠村東分、同村西分、上高倉村、下高倉村西分、同村東分、草加部村	6	
大篠構	東南条郡	野村、高野東村、同村北分、同村西分、山西村之内山東分	5	山西村之内山東分は「構調書」に記載がないが、東南条郡に属する
	東北条郡	綾部村東分、同村西分、吉見村、同村之内八代分、成安村、公郷村上分、同村中分、同村下分、小中原村、中原村、成安村之内下原分、下津川村、百々村、原口村、楢井村、同村之内青山分、行重村西分、同村東分、桑原村	19	
河辺構	勝南郡	河辺村、同村之内井口分、西吉田村、新田村、金井村、同村之内中原分、則平村、福力村、稲穂村、池ヶ原村西分、同村東分、福吉村、黒坂村、下香山村、北坂村、奥大谷村、下大谷村、青木村、殿所村、中山村、勝間田村、東吉田村、黒土村、畑屋村、吉留村、同村之内重藤分、塩気村、小矢田村、湯郷村、明見村、入田村、中尾村、岡村、岩見田村、飯岡村、吉ヶ原村、周佐村、百々村、為本村、里金井村、中原村	41	里金井村、中原村は「構調書」に記載がないが、勝南郡に属する
	英田郡	倉敷村、三海田村、沢村	3	
一方構	久米南条郡	一方村、北村、井口村、大谷村、横山村、八出村、小桁村、金屋村、古城村東分、同村西分、暮田村、中島村、塚角村、定宗村、八神村	15	八神村は「構調書」「知行目録」に記載がないが、久米南条郡に属する
	久米北条郡	錦織村東分、同村西分、戸脇村、宮尾村、領家村、南方中村、中北上村、同下村、宮部下村、同上村	10	
河内構	大庭郡	上河内村中分、同村西谷分、同村東谷上分、同村同下分、同村下分上組、同村同下組、同村当免分、下河内村上分、同村下分、西原村、赤野村、野川村、平松村、古見村原方、同村山方、田原村	16	
目木構	大庭郡	目木村、同村之内上分、三崎河原村、同村之内中原分、台金屋村、中島村、多田村、鍋屋村、大庭村、久世村原方、同村山方、樫村東谷、同村西谷、同村之内鴻殖分、余野上村、同下村	16	
合 計			235	

「大庄屋印鑑帳」、「津山藩大庄屋構調書」、安政2年3月付「知行目録」（「津山松平藩文書」、津山郷土博物館蔵）を基に作成

津山における江戸時代の花火

東 万里子

はじめに

夏になると、各地で花火大会が開かれます。諸説ありますが、日本における花火は、火薬の配合を学んだ鉄砲伝来以来のものと考えられており、室町時代末期には花火の簡単な製造・打ち上げの技術は知られていたとされています⁽¹⁾。観賞用の大花火が普及したのは江戸時代でした。江戸で有名な両国の花火(図①)は、享保十八年(一七三三)に大飢饉や疫病による死者供養と災厄除去を願うために行われた打ち上げにルーツがあるといわれています。享和年間(一八〇一〜四)には、打ち上げ花火に何十種類もの種類・名称があったといい、普及のほどがわかります⁽²⁾。

花火は人々の慰めになる一方、火災の原因にもなりうるものです。慶安元年(一六四八)、江戸で花火を規制する御触れが出ました⁽³⁾。その後も、度々御触れが出され、江戸の御触書を集めた『御触書寛保集成』には、「花火之部」があり、江戸における花火の規制がまとめられているほどです。御触れによる規制が徹底されていなかったことがわかります。この時期江戸では、川筋などでの花火は認めら

れていました。

津山において、花火は、森家が藩主だった時期から行われていたようです。『津山温知会誌』第十一編に掲載されている「徳守宮神主小原家日記」の延宝六年(一六七八)七月の御触書受書に、「一、例年之通辻躍辻相撲花火ならびに近き在々々々参躍候儀諸事何によらず不形儀成儀仕間敷候(後略)」とあり、花火が出てきます。「例年の通」とあることから、以前から花火が行われていたのかもしれませんが。しかし森家時代の花火について、資料が少なく今のところ詳細はわかりません。

松平家が津山に入ってから以降は、国元日記など資料がのこされており、花火についての記述があります。松平家が津山へ来た当初から宝暦期まで、国元日記中の花火をめぐる記述をピックアップし、津山における花火の状況を考えてみます。



図① 歌川広重「江戸名所百景 両国花火」
東京国立博物館提供
(ホームページより)を加工

花火をめぐる規制

宝永六年(一七〇九)八月三日、「諸所に花火が立ち候儀長シ候」ことが問題になります。「早速止めるように御家中の面々へ話しておくべきことではあるが、御法度ではない。しかし火の元のことだから止めるように伝えるべきだ」ということになりました。しかし、やはり御法度ではないことだからなのか、お触れとするべきことではないという判断がなされ、御徒目付が見回りのとき、花火をしている者を見つけた場合、事情を伝えるということに決まります。ここから、宝永六年当時、様々な場所で花火をしていたこと、そして花火自体が御法度だったわけではないことがわかります。

享保二年七月九日には、盆中の火の元に関する触れに続いて、花火について記述があります。「この間所々で花火が見えるが、人家から遠い場所でするように」とあります。同年十月一日にも、花火についての記述が見えます。「近年は秋に至っても花火が行われています。(藩主の) 御慰めにご覧になることもあるので、停止するということではないが、頻繁にあるのはよくない。士・町家の裏河原はもちろん御城近辺森茂り候場所にて玉火・りう星・火上げは無用である。よんどころない理由があり、右のようなたかく上がる花火(玉火・りう星・火上げ)をする場合は、何本と数を決め、場所も支配方へ伝えたいえでするべきだ。また、来年の夏、(藩主は江戸へ参勤で)御留守なので、大切な饗応は江戸表であるということを伝えておく」というものでした。ここからも、花火が全面的に禁止されていたわけではないことがわかります。また、夏だけでなく秋に入っても花火があがっており、盆などの行事に関連しない、遊びとしての花火があつたと想像できます。そして、「士・町家」とあることから、武士も町人も花火を楽しんでいる様子が窺え、津山で花火が普及していることがわかります。ただし、高く上が

る花火については場所や本数を事前に知らせておく必要があることが定められました。

宝暦頃になると、少し状況がかわります。宝暦八年(一七五八)七月二十三日、芥子の間中と諸月番へあてた廻状は、「花火之義兼て御停止」から始まり、「近來子供遊びの花火に似せて人家近辺にても花火があると聞くが、かねがね仰せ出されていた通り、堅く無用である。もし合図火修行をしたいものがあれば、支配頭へ断つてから行うこと」となっています。ここでは、前提としてかねてから花火が停止であつたことが掲げられています。ただし、それは貫徹されておらず、火災のおそれが高い人家周辺でも花火が行われている状況があつたようです。また、同日の町奉行日記には、右の廻状の内容に追加して、「花火商売をしてはいけない旨を先だってから触れているが、所々で商売をしているものがあると聞く。もし隠れて商売をしたら吟味をとげ、咎を申しつける」という記述があり、津山の町中で、花火を手に入れることができたことがわかります。

藩主も花火を見る

享保三年十月一日の記述からわかるように、

藩主も花火を見ていました。藩主が江戸にいて津山にいないことが、花火を控えるべき理由となっている様子があることから、藩主のためという名目で花火をあげることがあつたのかもしれない。寛保二年(一七四二)七月二十五日には、この年初めて帰国した藩主長孝が八時(午後二時前後)から御対面所(現在の衆楽園)に入り、暮れ時より花火を見て四時過ぎ(現在の午後十時前後)に帰つたという記述もあります。

また、宝暦二年十二月には、奥村藤助が花火御用を勤めたことにより褒美をもらっています。このことから、花火が「御用」としてあげられることがわかります。

どんな花火か？

江戸時代の花火は、現在のように明るく華麗なものではなかったといわれています⁽³⁾。

時代は下がりますが、図②は歙形蕙斎が文化三年(一八〇六)に描いた「近世職人尽絵詞」の花火部分です。これを見ると、花火師が舟にのって細長い円柱状のものを持ち、その先から赤色の花火が出ているのがわかります。正徳二年(一七一二)頃刊行された『和漢三才図絵』には、図②の花火師が持っているよ

うな長細い円柱状のものが置いてあり、その先からたくさんの星が飛び出している様子が描かれています（図③）。

江戸時代の津山において、どのような花火があったのか、絵図などで確認することはできていません。しかし、先に触れた享保三年十月一日に、玉火・りう星（流星）・火上げという記述が見えます。『日本国語大辞典』によると、玉火は「打ち上げ花火の美称」、流星は「のろしや花火で、曲線を描いて光りながら流れ落ちるさまのもの」とあります。この流星は、言葉の意味から推測すると、図①の「両国花火」に描かれている線状の花火や、図②・図③ののろしのような花火だったのではないでしょう。玉火・流星は江戸においても規制の対象となっていました。このほかに江戸ではからくり花火も規制されますが、津山ではからくり花火について、享保三年の時点では言及がありません。

宝暦八年には「子供遊びの花火」という記述があることから、津山において子供にまで普及している状況がわかります。『和漢三才図絵』には、「花火線香」と「鼠花火」について記述があります。鼠花火は、「火を口葉につけると忽ちしゅしゅという音を出して走る。小

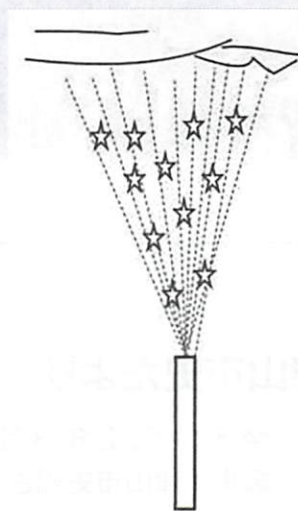


図② 鋏形蕙斎「近世職人尽絵詞 中巻」東京国立博物館提供（ホームページより）を加工

児はこれで遊ぶ。」とあり、津山の子供たちもこのような花火で遊んだのかもしれない。

おわりに

津山において、ある程度の規制がなされながらも、花火が普及していたことがわかりました。花火はかねてから禁止だとの記述がある宝暦八年以降について詳細は今後の課題ですが、町奉行日記を見ると、花火があがっていることがわかります。寛政七年（一七九五）六月、川向にて誰かがあげた花火が小性町へ落ち、寛政十年（一七九八）六月、吹屋町向河原であげた花火が吹屋町と新魚町へ飛び落ちています。享和二年（一八〇二）には、藩主が御対面所へ入ったとき、花火があつたと



図③『和漢三才図絵』8
（平凡社）花火の項の図を参照して作成

記されています。

江戸時代、藩主や子供も含め、津山の人々が花火を楽しんでいた様子を想像することができます。

(1) 『国史大辞典』「花火」の項目

(2) 前掲(1)。

(3) 武藤輝彦著『日本花火のあゆみ』(二〇〇〇年)

新修津山市史別巻

『つやまの民話』好評販売中です。

平成30年に刊行した『つやまの民話』を津山郷土博物館および市内書店にて2,000円で販売しています。岡山民俗学会名誉理事長で、日本民話の会長である立石憲利氏が調査し、まとめられた民話760話が掲載されています。津山語りの会の皆様にも活用していただいております、好評を博しています。

A5版・ソフトカバー・本文640頁です。



津山市史だより 第15号

発行：令和2年3月31日

編集：津山市史編さん室 〒708-0022

※令和元年度の「津山市史だより」は、本号のみ1回の発行となりました。次号以降は年3回の発行とする予定です。

岡山県津山市山下92 津山郷土博物館内

TEL：0868-22-5820 FAX：0868-23-9874

Eメール：shishihensan@city.tsuyama.lg.jp

tsu-haku@tv.tn.jp